

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第二千三百七十八号

平成二十五年

十一月十九日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………八〇五
- 道路の供用開始(三件)……………八〇五
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………八〇六
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………八〇七
- 家畜商講習会の開催……………八〇八
- 建築士法に基づく懲戒処分(二件)……………八〇八
- 建築士法に基づく監督処分(二件)……………八〇八
- 技能検定員等審査の実施……………八〇九

告示

山梨県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤垈石和線
- 三 道路の区域

区

間

の別	旧	新
(メートル)	敷地の幅員	(メートル)

延長

横内正明

山梨県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び笛吹市八代町南字身洗沢四五六一番の六地先から笛吹市八代町南字鶴辺二六八二番の四地先まで

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鶴宿上曾根線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県公報 第二千三百七十八号

平成二十五年十二月十九日

八〇五

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道 敷島竜王線	甲斐市境字横田三三番の一地先から 甲斐市島上条字大塚一七五二番の四地先まで	平成二十六年一月九日まで	五六一・五	平成二十五年十一月二十五日

山梨県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道 四一二号	笛吹市石和町川中島字西道永町 笛吹川左岸堤防敷地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防敷地先まで	一七七・八	平成二十五年十一月十九日	平成二十五年十一月十九日

山梨県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
区	間	横内正明	延長(メートル)	供用開始の期日

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市上福沢字立岡山一〇三〇	上野富男

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

県道 一宮山梨線	笛吹市一宮町坪井字下澤越一八七番の一地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防敷地先まで	六四四・二	平成二十五年十一月十九日
----------	-----------------------------------------------------	-------	--------------

甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年十一月二十八日山梨県告示第三百七十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十一条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
------------------	--------

山梨市牧丘町牧平字宮ノ入一八四一（次の図に示す部分に限る。）、一八四一の内一

山梨市三富川浦字峠沢一八二三の一（次の図に示す部分に限る。）、一八四一の内一

山梨市三富川浦字北沢一〇五六の七（次の図に示す部分に限る。）

山梨市三富川浦字円川一七三〇、一七三〇乙一、一七三〇乙二、一七三三、一七三四、字上ノ山一八六三

山梨市三富川浦字細入一八八一

山梨市三富川浦字カンカラ沢一二五六の乙の三

山梨市牧丘町牧平字宮ノ入一八四一の内乙の一一、一八四一の内乙の一二、一八四一の内乙の二三、一八四一の内乙の一六、一八四一の内乙の九

山梨市三富川浦字円川一七二六、字枝沢一八八二、字所ノ川一八八五の一

岡部章

山梨市三富川浦字所ノ川一八八七

花輪みさ子

山梨市切差字中ソリ一六五四

菊嶋修示

山梨市三富川浦字木場沢日向二二〇一

坂本宗男

山梨市三富川浦字上ノ山一八六二の内一

秋月寺

山梨市切差字上戸石沢二九三の九

松土三次郎

山梨市三富川浦字觀音沢一八六一の一

山梨市三富川浦字円川一七〇六、一七〇八乙一、一七一〇、一七一二

山梨市切差字中ソリ一六五一、一六五六

山梨市三富川浦字円川一七一三、一七一三の内一、字所ノ川一八八九

山梨市三富川浦字長畑八四の三

山梨市三富川浦字所ノ川一八八八

山梨市三富川浦字カンカラ沢一九二三の一

山梨市切差字中ソリ一六四六の三

山梨市三富川浦字カンカラ沢一九二三の二

山梨市三富川浦字細入一八八一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 變更後の指定施業要件

牧平組	岡部一浩、廣瀬利武	山中友行	岡部和臣、日原慧、日原定雄、坂本宗高	雨宮政宣、岡部富永、日原壽久、廣瀬かね子、山中友行、岡部一浩	竹川哲也	通知の相手方	山梨市牧丘町牧平字宮ノ入一八四一（次の図に示す部分に限る。）、一八四一の内一
-----	-----------	------	--------------------	--------------------------------	------	--------	----------------------------------------

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山梨市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」)は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十一月十四日農林水産省告示第二千八百九十九号

● 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 開催の日時及び場所

1 日時
平成二十六年二月二十六日（水）及び同月二十七日（木）午前八時四十五分から午後五時十五分まで

2 場所
甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四〇一会議室

二 講習の内容

1 家畜の取引に関する法令 四時間
2 家畜の品種及び特徴 四時間
3 家畜の悪癖・機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続

受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真（受講前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの）一枚を貼り付けた家畜商講習会受講申請書を、平成二十六年二月十三日（木）までに山梨県農政部畜産課に

提出すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 その他

1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の当日に、会場で実費配布する。

2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五一二三一一六〇五番）に問い合わせること。

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十五年十二月十九日

二 処分を受けた建築士の氏名 羽田 和幸

三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第二六四七号

四 処分の内容 戒告

五 処分の原因となつた事実 建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第六十一号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士であつたにもかかわらず、同期間に建築士法第二十二条の二第二号の規定による二級建築士定期講習を受講しないまま、平成二十四年四月一日から同講習を受けた平成二十五年六月二十日まで、ワコウ二級設計事務所（山梨県知事（梨）第一一五一〇五八号）に属した。

● 建築士法に基づく監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項の規定により準用する同法第十条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 監督処分をした年月日 平成二十五年十二月十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所

		1 名称及び所在地 ワコウ二級設計事務所 山梨県富士吉田市下吉田二丁目十八番 二十二号
	2 開設者の名称及び代表者の氏名 羽田 和幸	
3 建築士事務所の別及び登録番号 二級建築士事務所 山梨県知事（梨）第二十一 五一〇五八号		
四 監督処分の内容 戒告		
五 一 監督処分の原因となつた事実 ワコウ二級設計事務所（山梨県知事（梨）第二十一 五一〇五八号）の管理建築士である二級建築士羽田和幸は、平成二十五年十二月十九 日付けて山梨県知事から建築士法第十条第一項の規定に基づき、戒告処分を受けた。		
二 建築士法に基づく監督処分		
三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により建築士事務 所の処分をしたので、同条第四項の規定により準用する同法第十条第五項の規定により 次のとおり公告する。		
四 平成二十五年十二月十九日		
五 一 山梨県知事 橫内正明		
二 監督処分を受けた建築士事務所		
三 1 名称及び所在地 双立一級建築士事務所 山梨県甲府市貢川本町八一三十七 2 開設者の名称及び代表者の氏名 吉原 和行		
四 3 建築士事務所の別及び登録番号 一級建築士事務所 山梨県知事（梨）第一一一 三七五八号		
五 一 監督処分の内容 平成二十六年一月一日から三月間の建築士事務所閉鎖 二 監督処分の原因となつた事実 双立一級建築士事務所（山梨県知事（梨）第一一一 三七五八号）の管理建築士である一級建築士吉原和行は、平成二十五年九月四日付け で国土交通大臣から建築士法第十条第一項の規定に基づき、業務停止三月間の処分を 受けた。		

公安委員会

一 審査の種類	1 技能検定員審査	1 転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する技能及び知識（以下「教習指 導員審査」という。）を次のとおり実施する。
二 審査日時	2 教習指導員審査	平成二十五年十二月十九日
三 受付期間及び場所	2 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大 型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大 型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査	山梨県公安委員会
四 審査内容	1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型 特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。 以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第 二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査	委員長 横内正明
五 審査手数料	1 教習に関する技能及び知識	洋
六 教習に関する技能及び知識	2 教習指導員審査	
七 技能検定員審査	1 技能検定員審査	
八	2 技能検定に関する技能及び知識	
九	3 教習に関する技能及び知識	
十	4 教習指導員審査	
十一	5 技能検定員審査	

- | | | | |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------|
| (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千五百円 | (二) 普通自動車免許
一万九千六百五十円 | (三) 特定第一種運転免許
一万四千五百円 | (四) 大型自動車第二種免許等
二万一千八百五十円 |
| (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千円 | (二) 普通自動車免許
九千四百五十円 | (三) 特定第一種運転免許
一万五千八百円 | (四) 大型自動車第二種免許等
一万二千八百五十円 |
| なお、山梨県収入証紙により納付すること。 | | | |
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話）〇五五（二八五）〇五三三内線五九一二に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようと/orする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようと/orする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
 - なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを證明するものを添付し、申請すること。